



令和元年11月13日（水）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
廃棄物対策課	総合対策係	渡部	内線 2712
			直通 058-272-8214
			Fax 058-278-2607

～プラスチックごみ対策の推進～

「ぎふプラごみ削減モデルショップ」を募集します

県では、プラスチックごみを削減するため、繰り返し使える容器を使用するなどの取組を行う飲食店、小売店、企業等の食堂や、環境にやさしい飲食関係の容器等を製造する事業所を対象に「ぎふプラごみ削減モデルショップ」登録制度を創設し、プラスチックごみ削減を行う事業者を募集します。

記

1 スケジュール

募集開始 令和元年11月14日（木）

初回登録の店舗・事業者公表 令和2年1月下旬（予定）

- ※ 県ホームページで公表し、各店舗・事業所にはステッカーを配布します。
公表以降も、募集は継続します。

2 募集要件

プラスチックごみを削減するため、以下の取組みを1つ以上行う事業者を募集します。

- ① 繰り返し使える容器等を使用すること
- ② マイ容器に商品を提供すること
- ③ 使い捨てプラスチック製品の提供を中止すること
- ④ バイオプラスチックなどを原料とする環境にやさしい容器等の使用を推進すること
- ⑤ 使い捨てプラスチック製品の代替となる容器等を製造すること
- ⑥ その他、使い捨てプラスチック削減に向けた取組を行うこと

※ 登録の有効期間は3年。募集要件は、3年を目途に見直しを行う予定です。


3 申込方法

申込書に必要事項を記入し、郵送、FAX、メールにて申し込みください。

申込書は、県庁廃棄物対策課で配布するほか、県ホームページからも入手できます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/gomi/recycle/11225/plastics.html>

岐阜県 ぎふプラごみ削減

Web 検索 

<申込先> 〒500-8570（住所不要）

岐阜県庁 廃棄物対策課総合対策係

FAX：058-278-2607

メール：c11225@pref.gifu.lg.jp

4 登録目標

1, 000店舗・事業所（令和3年度末）

（参考）

ぎふプラごみ削減モデルショップ 配布ステッカー



5 その他の県の実施

プラスチックごみ対策として、県では、さらに以下の取組みを実施します。

- (1) 県庁、総合庁舎の食堂（喫茶を含む。）での使用削減
繰り返し使える食器の使用、プラスチック製ストローを使用しないことを徹底します。
- (2) 県庁内コンビニでの使用削減
レジ袋等の必要性を確認することとし、職員はマイバックを持参します。
- (3) 県庁全体の率先行動としての使用削減
マイボトルを活用し、ペットボトルの使用を自粛します。
- (4) 清流の国ぎふ地域活動支援事業「プラスチックごみ対策モデル事業」の募集
「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、プラスチックごみ対策に関する先進的な環境教育を実施する法人、団体に対し支援を行います。